

グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県における生涯スポーツの普及促進、交流人口の拡大等を通じた地域活性化及び国内外への情報発信を図るために、本県発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の聖地としてブランド化を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第10条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備及び保管しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
グラウンド・ゴルフブランド化事業	グラウンド・ゴルフのブランド化に資する以下の事業 （1）拠点施設の魅力向上（クラブハウスやコースの魅力化、Wi-Fi環境整備、多言語化等） （2）国内外への情報発信、普及促進	県内市町村、競技団体 （1）報償費、旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、食糧費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、その他補助事業に要する経費 （2）工事請負費及び委託料（県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない理由で県内事業者への発注が困難と県が認める場合は、この限りではない。） ただし、国、県、市町村等の補助金、委託費等の対象となる事業に要する経費は除く。	1／2	（1）本補助金の増額を伴う変更 （2）補助対象経費の総額の2割を超える変更 （3）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業計画（報告）書

- 1 事業目的
- 2 事業内容
- 3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）
年 月 日
- 4 事業費内訳

（単位：円）

科 目	金 額	積 算 内 訳

- ・ 補助対象経費のうち、委託料について、県内事業者への発注が困難な理由等（該当がある場合についてのみ記載）

- 5 他の補助金の活用の有無（有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
- 6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）
- 7 その他
※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業収支予算（決算）書
（収 入）

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	内容
計				

（支 出）

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	内容
計				

様

鳥 取 県 知 事 印

年度グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったグラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
・・・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金交付要綱（平成28年5月30日付第201600034280号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所
氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業仕入控除税額確定報告書

グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第.....号による通知額)

- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 - 1の(1)
($3 - 2$) × 金 円 1の(2)
(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。